

【別紙様式】

清瀬市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	消費促進事業		
総事業費 (千円)	74,807千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	74,807千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症と物価高騰の影響を受ける市内事業者支援の支援と、生活者支援、非接触型決済の普及を目的に、キャッシュレス決済を使用した還元事業に対して必要な補助金を交付することにより、地域経済の活性化に寄与する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 補助金：1事業者×74,807千円=74,807千円 (内訳) ・ポイント還元原資 60,000千円 ・印刷製本費 2,727千円 ・広告費 594千円 ・委託費 10,793千円 ・人件費 693千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 清瀬商工会 1者 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 本事業は、市内の多数の商工業者が所属する同団体からのキャッシュレス決済を用いた消費喚起事業の実施の要望を受けて実施するものである。昨年度実施した事業の実績に加え、市内の実態に応じた決済事業者の選定や、市内事業者に対するサポート体制などにおいて事業の実施主体として相応であることから、清瀬商工会を対象に補助金を交付する。</p> <p>④期待される効果 市内店舗におけるキャッシュレス決済導入率、販売額の増加により、新型コロナウイルス感染症の影響下において感染の防止と経営の安定が両立される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を抑えるために、利用者にポイントを還元することにより「新しい生活様式」に対応した電子決済を普及するとともに、広く市内事業所の利用と市民を中心とした生活者の消費を促すことから市内経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		